

一定規模以上の建物の整備を計画している皆様へ



駐車場整備地区(小倉・黒崎) ※裏面に詳細あり



用途地域が商業地域又は近隣商業地域

いずれかの地域で

- ①事務所、百貨店その他の店舗、等の特定用途※¹ 又は
特定用途・非特定用途が混合で
2,000 m²以上の場合



- ②マンション、アパート、専門学校、福祉施設などの非特定用途で
(①特定用途以外の用途)
3,000 m²以上の場合



事前に駐車施設付置の届出が必要です！

(必要書類は裏面をご確認下さい。)

令和4年6月27日
から緩和しました

上記条件に該当する場合、

駐車場整備地区→**敷地内もしくは概ね500m以内の隔地**

商業・近隣商業区域→**原則敷地内**(やむを得ない場合は概ね200m)

に必要台数の駐車施設を確保する必要があります。

<台数の算定方法>

① 特定用途の駐車施設台数

(延床面積-2,000 m²)/300 m²

② 非特定用途の駐車施設台数

(延床面積-3,000 m²)/450 m²

③ 特定・非特定用途が混在する場合の駐車施設台数

**((特定用途の延べ面積+共用部面積)+非特定用途の延べ面積×2/3)
-2,000 m²)/300 m²**

提出期限・窓口について

建築確認申請前に都市戦略局都市交通政策課に届出して下さい。

※審査には約1週間かかりますので、余裕をもって届出して下さい。

詳しくは 北九州市役所13階 都市戦略局都市交通政策課
(TEL:093-582-2518)にお問い合わせ下さい。

提出書類について

・駐車施設付置(変更)届出書(正本・副本の各1部ずつ)

・付近見取り図

→方位、道路、目標となる地物及び対象建築物、駐車施設の位置等を記載して下さい

・駐車施設の配置図

→縮尺、方位、位置、規模出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員、交差点、幅員、交差点、バス停、横断歩道等の位置を記載して下さい

・駐車施設の各階平面図

→縮尺、方位、位置、規模出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員、交差点、幅員、交差点、バス停、横断歩道等の位置を記載して下さい

・建築物の各階平面図

→縮尺、方位、間取り及び規模、床面積表(特定用途、非特定用途、共用部分、駐車場部分)を記載して下さい

・立面図(建築物である駐車施設の場合のみ)

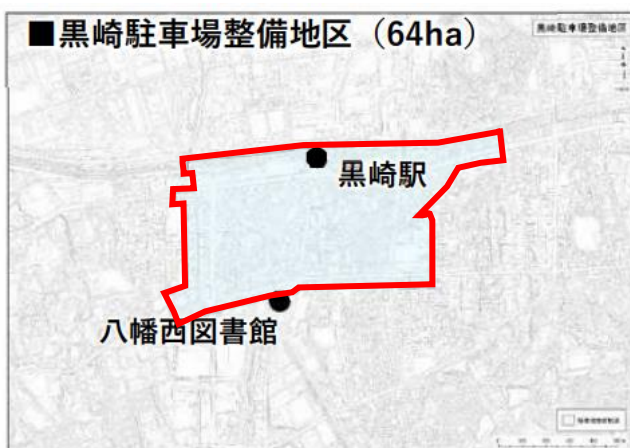
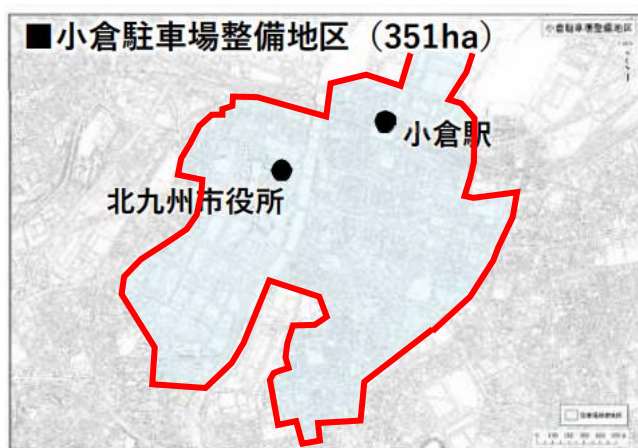
→縮尺を記載して下さい

・断面図(建築物である駐車施設の場合のみ)

→縮尺、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配を記載して下さい

・誓約書及び駐車施設を示した図面(隔地駐車場を利用する場合)

駐車場整備地区 位置図



※1 「特定用途」とは、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待機所、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場(駐車場法施行令第18条)